

障第734号  
令和元年9月26日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者  
各指定障害者支援施設運営法人代表者  
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者  
各指定障害児入所施設運営法人代表者

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

### 就学前の障害児の発達支援の無償化の施行に係る周知等について

このことについては平成30年10月5日付け障第914号でお知らせしたところですが、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児・発達障害者支援室から通知がありましたので、お知らせします。

2019年10月1日から、3歳から5歳までの障害のある子どもたちのための児童発達支援等の利用者負担が無償化されます。各事業所等におかれましては、別添資料「児童発達支援等の利用者負担の無償化について」を参照いただき、無償化措置の実施についてご承知いただきますようお願いいたします。

所属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係長	奥村	担当	田邊
電話	058-272-1111 内2615		
FAX	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		